

2026年5月28日

# 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する 自主規制規則等について



Japan  
Cryptoasset  
Business Association

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会  
Web3事業ルール検討タスクフォース  
弁護士法人片岡総合法律事務所 佐野 史明

# 新たな会員区分の創設

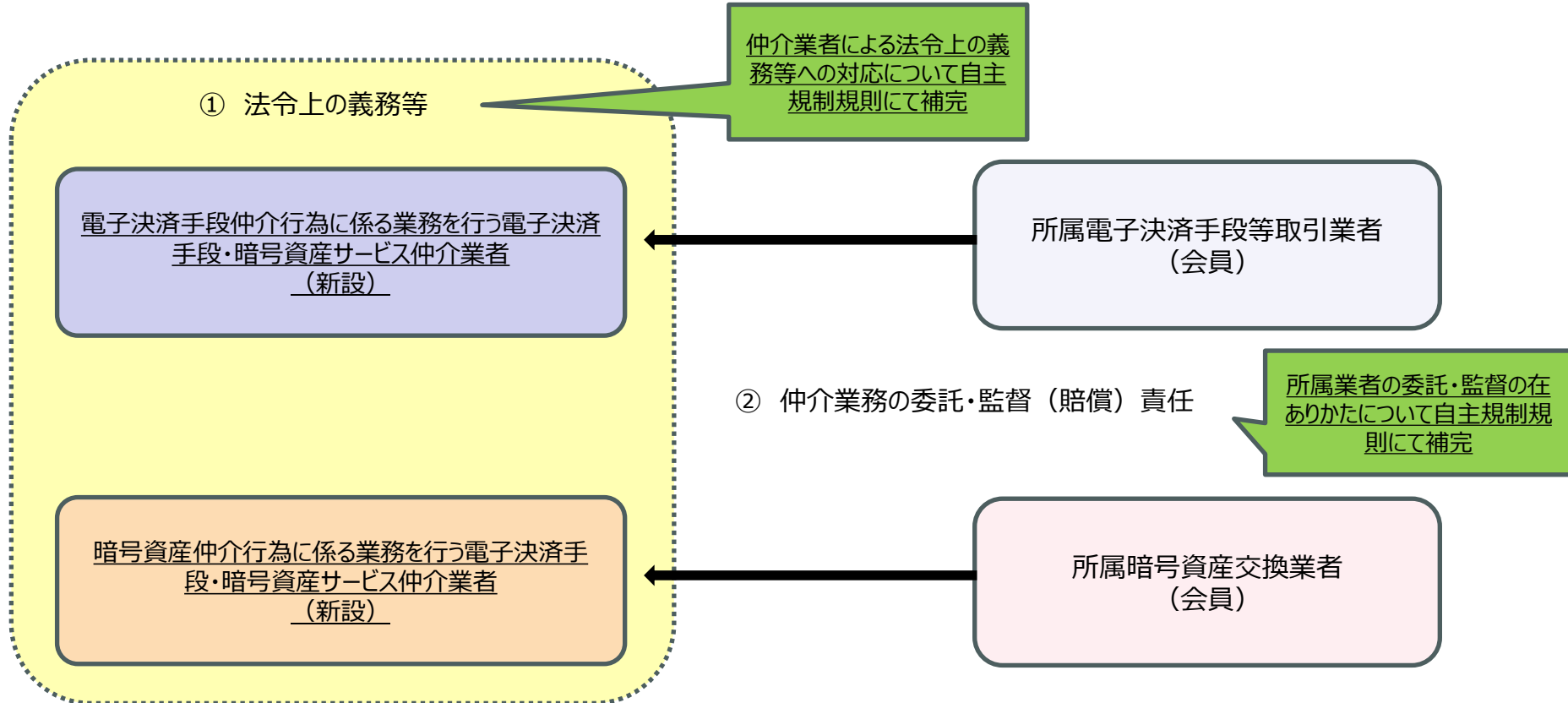
電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子  
決済手段・暗号資産サービス仲介業者  
(新設)

所属電子決済手段等取引業者  
(会員)

暗号資産仲介行為に係る業務を行う電子決済  
手段・暗号資産サービス仲介業者  
(新設)

所属暗号資産交換業者  
(会員)

# 自主規制規則による対応



# 自主規制規則の内容

	適用対象	規則の目的
<a href="#"><u>電子決済手段仲介行為に係る業務に関する規則・ガイドライン</u></a>	仲介業者 (電子決済手段仲介行為)	仲介業者による法令上の義務等への対応を補完
<a href="#"><u>暗号資産仲介行為に係る業務に関する規則・ガイドライン</u></a>	仲介業者 (電子決済手段仲介行為)	仲介業者による法令上の義務等への対応を補完
<a href="#"><u>電子決済手段仲介行為に係る業務の委託に関する規則・ガイドライン</u></a>	所属電子決済手段等取引業者	所属業者の委託・監督のあり方を補完
<a href="#"><u>暗号資産仲介行為に係る業務の委託に関する規則・ガイドライン</u></a>	所属暗号資産交換業者	所属業者の委託・監督のあり方を補完

# 自主規制規則の内容（例）

## 暗号資産仲介行為に係る業務に関する規則・ガイドライン

### 第1章 総則

1条（目的）

### 第2章 法令等遵守及び経営管理

2条（経営管理）

3条（法令等遵守）

4条（牽制態勢の整備）

5条（内部管理部門における重大問題の報告等）

6条（反社会的勢力による被害の防止）

### 第3章 業務の適切性等

7条（広告における表示事項）【暗号資産仲介】

8条（広告審査）【暗号資産仲介】

9条（禁止行為等）【暗号資産仲介】

10条（名義貸しの禁止）

11条（商号等の明示）

12条（業務の制限）

### 第4章 利用者保護措置等

13条（暗号資産の性質に関する説明）【暗号資産仲介】

14条（利用者に対する情報の提供）【暗号資産仲介】

15条（非対面取引を行う際の措置）

16条（その他利用者保護を図るための措置等）【暗号資産仲介】

17条（信用供与を伴う仲介の禁止）

18条（金銭等の預託の禁止）

19条（帳簿書類の作成及び保存）

20条（利用者情報管理）

21条（特別の非公開情報の取扱い）

22条（苦情等処理態勢）

23条（協会による苦情等解決の促進）

24条（苦情解決への対応等）

25条（その他苦情等の処理に関する協会の役割）

26条（社内規則等）

### 第5章 事務運営

27条（システムリスク管理）

28条（情報セキュリティ管理）

29条（サイバーセキュリティ管理）

30条（事務リスク管理）

31条（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

### 第6章 協会による指導等

32条（協会による指導等）

# 自主規制規則の内容（例）

## 暗号資産仲介行為に係る業務の委託に関する規則・ガイドライン

### 第1章 総則

- 1条（目的）
- 2条（定義）
- 3条（責任部署の明確化）
- 4条（法令等の遵守の徹底）
- 5条（法令等遵守のための措置）
- 6条（暗号資産仲介業の委託契約の締結）

### 第2章 利用者管理

- 7条（利用者管理態勢の構築）【暗号資産仲介】
- 8条（利用者情報に係る委託先管理）
- 9条（利用者管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等）
- 10条（暗号資産仲介業者が行う広告等の表示の審査）【暗号資産仲介】
- 11条（利用者への苦情相談窓口の周知）

### 第3章 雑則

- 12条（報告）
- 13条（複数の事業会員（暗号資産）が委託を行う場合の取扱い）



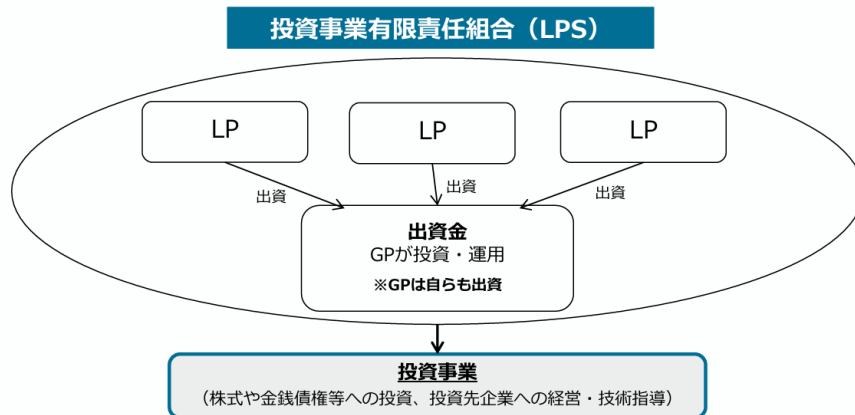
Japan  
Cryptoasset  
Business Association

## GPの暗号資産交換業該当性について

# LPSにおけるGPの暗号資産交換業該当性について

## 1. 投資事業有限責任組合（LPS）の概要

- LPS（Limited PartnerShip）は、業務を執行する無限責任組合員（GP: General Partner）と有限責任組合員(LP: Limited Partner)が出資を行い、共同で投資事業を営む組合である。
- LPには、有限責任性（自らの出資額以上の責任を負わない。）が認められる。



- ・投資家は、LPとして、自己の出資額の範囲内で責任を負う。
- ・GPは、自己の出資金に加え、LPから募った出資金を基に投資や運用活動を行う。また、GPとして、自己の出資金の範囲にとどまらず、事業から生じた無限責任を負う。
- ・設立時等に定めた損益分配割合に従って各組合員に損益が帰属する。LPSに対する法人課税はなく、各組合員に帰属した損益について、課税がなされる（パススルー課税）。

2

# LPSにおけるGPの暗号資産交換業該当性について

## [Case 1] GPによる出資金を原資に暗号資産を購入する行為その他運用財産に属する暗号資産の売買等

### 当局回答

- ✓ LPSが暗号資産を取得・保有する場合において、GPがLPSのために暗号資産の売買及び交換を行うことは、基本的には暗号資産交換業に該当しない。
- ✓ GP・LP（投資家）間の意見聴取その他のコミュニケーションの有無を問わない。

## [Case 2] GPによる暗号資産（運用財産）の管理

- ✓ GPが運用財産に属する暗号資産を自ら管理する行為（アンホステッドウォレット等による管理）はLP（投資家）のために暗号資産を管理するものとして暗号資産交換業に該当。
  - GPは暗号資産交換業者等に対して管理を委託する必要あり  
（また、GPが投資運用業者・特例業務届出者の場合は金商法上の分別管理義務の一環として交換業者への委託が必要）